

報告第1号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成23年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が、平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要があるが生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

加西市長 中 川 暢 三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「50 万円」を「51 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「13 万円」を「14 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「10 万円」を「12 万円」に改める。

第 21 条中「50 万円」を「51 万円」に、「13 万円」を「14 万円」に、「10 万円」を「12 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が、平成23年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要があるが生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

【改正要旨】

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円（改正前50万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円（改正前13万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円（改正前10万円）に改める。（第2条、第21条本文）